

桑部まちづくり協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員等（第7条－第12条）
- 第3章 会議等（第13条－第18条）
- 第4章 役員会（第19条－第21条）
- 第5章 部会（第22条－第25条）
- 第6章 会計（第26条－第29条）
- 第7章 雑則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、桑部まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第2条 協議会は、地域の将来を見据え、住民や団体等が主体となって、相互の連携と協働により課題解決を図り、いつまでも、安心して、楽しく、幸せに暮らせる地域を目指すことを目的とする。

（地区）

第3条 協議会が活動する区域は、桑部小学校の通学区域の範囲（以下「地区」という。）とする。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 地区の広報、情報の発信その他これに準ずる事業
- （2） 健康・福祉及び子育て支援、高齢者支援、防犯活動、防災活動その他の地区の課題に対する事業
- （3） 地区の歴史、伝統及び文化の継承、地区資源の活用、子どもの健全育成、人権、多世代交流その他これらに準ずる事業
- （4） その他協議会が定める事業

（組織）

第5条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- （1） 地区に居住する者
- （2） 地区で活動する市民活動団体等
- （3） 地区で事業を営む者又は地区に存する事業所に勤務する者
- （4） その他会長が必要と認める者

（事務所）

第6条 協議会は、事務所を桑名市大字桑部830番地23、桑部まちづくり拠点施設に置く。

第2章 役員等

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 3名
- （3） 事務局長 1名
- （4） 会計 1名
- （5） 部会長 各1名（ただし、部会を設けた場合に限る。）
- （6） 監事 2名
- （7） 理事 15名程度

2 前項の役員（部会長を除く。）は、代議員の中から総会での議決をもって選任する。

3 部会を設けたときは、部会長は部会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、協議会の事務を統括する。
- 4 会計は、協議会の会計を統括する。
- 5 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- 7 理事は、協議会の運営を補佐する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。

(任期満了または辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、当該役員を解任することができる。この場合において、協議会は、当該総会の開催の日の30日前までに、その役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、当該役員が希望したときは、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第3章 会議等

(会議の種別)

第13条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会)

第14条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、代議員制とし、役員及び別表に定める団体等から選出した代議員をもって構成する。
- 3 総会は、代議員の過半数（委任状による出席を含む。）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 通常総会は、毎年会計年度終了後、概ね3か月以内に開催するものとする。
- 5 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代議員の2分の1以上の請求があったとき
 - (2) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 第8条第6項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (4) その会長が必要と認めたとき。

6 第3項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、代議員を招集せず、書面による会議を開催し、書面により決議することができる。

(議事)

第15条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定は、前条第6項の規定により開催する場合において準用する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) まちづくり計画の策定に関する事項
- (5) 規約に関する事項
- (6) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状による出席を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印（署名のみでも可）をしなければならない。
- 3 議事録は、第6条の事務所に備え付けておかななければならない。

(議事録の閲覧)

第18条 市民が、前条の議事録の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第4章 役員会

(役員会)

第19条 役員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 役員会は、監事・理事を除く役員をもって構成する。ただし、会長が必要とするときはこの限りでない。
- 3 役員会は、会長が必要と認める場合又は役員の2分の1以上の請求があった場合に、開催するものとする。
- 4 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、第14条第6項の規定を準用する。

(議事)

第20条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定は、前条第5項の規定により開催する場合において準用する。

(役員会の審議事項)

第21条 役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項

- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 部会

(部会の設置)

第22条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行うことができる。

- (1) 総務部会 協議会組織の全体調整及び広報に関する事業
- (2) 防犯・防災部会 地域防災及び防犯に関する事業
- (3) 健康・福祉部会 健康、保健及び福祉等に関する事業
- (4) 人権・子ども部会 人権及び子どもの健全育成に関する事業
- (5) 地域づくり部会 地域の活性化に関する事業

2 部会は、前項で定める事業のほか、次の事項を審議議決することができる。

- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関する事項
- (2) 部会の事務に関する事項
- (3) その他総会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

(部会の役員)

第23条 部会に、部会長1名、副部会長1名を置く。

- 2 副部会長は、部会員の中から互選する。
- 3 部会長は、部会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代理する。

(副部会長の任期)

第24条 副部会長の任期は、第9条を準用する。

(部会の開催)

第25条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 部会長が必要と認めたとき
 - (2) 部会員の2分の1以上の請求があったとき

第6章 会計

(経費)

第26条 協議会の運営及び事業に要する経費は、交付金その他これらに準じる収入をもって充てる。

2 協議会役員が、会務のために活動する1年間の経費として支出する額は、会長40,000円、副会長30,000円、事務局長30,000円、会計30,000円、監事10,000円、部会長10,000円とする。

(会費)

第27条 協議会は、会費を徴収することができる。

- 2 前項の規定により会費を徴収する場合は、総会の議決をもって、別に定めるものとする。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(会計監査)

第29条 監事は、協議会の会計年度が終了したとき又は会計事務が終了したときは、速やかに会計監査を行うものとする。

第7章 雑則

(その他)

第30条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年10月23日から施行する。

(経過措置)

1 第26条第2項の規定は、令和5年4月1日より適用する。

(権利の継承)

1 桑部まちづくり協議会設立準備委員会に関わる一切の権利、財産等は、桑部まちづくり協議会が継承するものとする。

別表（第14条関係）

団体等	定数
桑部地区自治会連合会	23人以内
桑部地区社会福祉協議会	2人以内
桑部区域民生委員児童委員会	8人以内
健康推進員桑部支部	4人以内
桑部地区人権啓発推進会	1人
桑部地区老人会	1人
桑部小学校	1人
桑部小学校PTA	1人
桑部小学校学校運営協議会	1人
消防団桑名方面団第八分団	1人
桑部地区農家組合長会	1人
桑部まちづくり拠点施設サークル代表者会	1人
協力団体	5人以内
一般（公募）	5人以内

協力団体 桑部地区の地区運営に協力する団体として、本会に登録した団体